

## 特記仕様書

工事名：河改7-1 寺川改修工事

工事場所：宇治市白川上明地内

工 期：契約締結日～令和8年3月18日

### 適用範囲

#### (適用範囲)

本特記仕様書は、河改7-1 寺川改修工事（以下「本工事」という。）に適用する。

### 総 則

#### (総 則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

<宇治市> 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

<近畿地方整備局> 「土木工事共通仕様書（案）」「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

<京都府> 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

に基づき施工すること。

#### (総 則)

本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

## 工事の着手

### (工事着手日の定義)

工事に着手する日（着手日）とは、現場事務所の設置（工事区域に設置する場合のみ）、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調査など、現地にて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影など住民に特に影響がないと考えられる行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。又、地元説明会が必要となった時は、監督職員と協議を行い必要な書類を作成すること。

### (始期日)

施工着手日は、初回打合せ協議後とする。

### (週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。  
なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 4 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じているが月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
- 5 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6 月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。
- 7 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

### (作業休日)

本工事の工期は、雨天日・休日等の作業不能日数を含んでいる。なお、休日等には、日曜日・祝日・年末年始の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

## 施工体制台帳

(施工体制台帳および施工体系図の記載)

### 及び

## 施工体系図

受注者は、施工体系図に、すべての下請負人及び警備業者を必ず記載すること。必要事項（代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、建設業の許可番号、一般建設業又は特定建設業の別）については漏れなく記載すること。  
なお、施工体制台帳には監督職員が指示する書類を添付すること。

## 建設副産物

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

### ①分別解体等の方法

解体方法 及び 工程ごとの作業内容	工程	作業内容		分別解体の方法
	①仮設	<input type="checkbox"/> 有	■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	■有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	<input type="checkbox"/> 有	■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	<input type="checkbox"/> 有	■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	<input type="checkbox"/> 有	■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

	⑥その他 ( )	□有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
--	-------------	----	----	----------------------

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
コンクリート塊 (無筋・昼間)	有限会社京奈リサイクル	土曜・日曜・祝日を除く 毎日 8 時～16 時 30 分	75 cm以下	10.0 km

※上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

(建設発生土の搬出)

1 建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に運搬するものとする。

2 前条に関する受け入れ条件は、下記のとおりとする。

当該現場の建設発生土が、受入れ条件を満足しない場合は、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

(1) 受入不適なもの

ゴミ・ガラ等の産業廃棄物混入土及び汚染土壌は受入不可。

(2) 土壌調査

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「土砂条例」という。）により許可を受けており（受ける予定であり）、残土の受入には土砂条例施行規則第7条に規定する調査が必要となる。受注者は土砂条例施行規則第7条第3項及び第4項に規定する土壌調査（28項目）を行うこと。

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土	一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社 0774-55-9506	8 時～17 時	受入休止日 土曜日、日曜日、祝日 年末年始・夏季休暇等	2.1 km

3 建設発生土については、上記の積算条件を設定しているが、受注者の希望によって他施設へ搬出する場合は設計変更の対象としない。なお、他施設については、以下の選定条件の何れかを満足する施設から選択し、監督職員の承諾を得ること。

また、一般財団法人城陽山砂利採取跡地整備公社の受入状況により、受入が認められない場合がある。この場合には、監督職員の指示により処分先を変更し、これに伴う残土処分費（運搬費含む）及び土壌調査費については設計変更の対象とする。

＜選定条件＞

- ・土砂条例等の法令許可を有している施設
- ・ストックヤード運営事業者登録がされている施設

(残土及び産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「残土処理計画書（報告書）」及び「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

	残 土 处 理	廃 棄 物 处 理
計画	<input type="checkbox"/> 残土処理計画書	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理計画書
	<input type="checkbox"/> 処分地の位置図及び経路図	<input type="checkbox"/> 処分地の位置図及び経路図
		<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		<input type="checkbox"/> 収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	<input type="checkbox"/> 土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者と処理業者の契約書の写し</li> <li>◆委託運搬処理の場合</li> <li>・排出事業者と処理業者の契約書の写し</li> <li>・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仮置きする場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場～仮置場～処分地の経路図</li> <li>・打合せ簿 仮置き場の住所</li> <li>搬出車両の最大積載量</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仮置きする場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場～仮置場～処分地の経路図</li> <li>・打合せ簿 仮置き場の住所</li> <li>搬出車両の最大積載量</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せ簿 処分地の名称・所在地</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せ簿 処分地の名称・所在地</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）</li> </ul>
変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当初計画から数量のみの変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更計画書は不要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当初計画から数量のみの変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更計画書は不要</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当初計画書から処分地が変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処理変更計画書</li> <li>・処分地の位置図及び経路図</li> <li>・「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処分地の変更（当初計画書からの変更） <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理変更計画書</li> <li>・処分地の位置図及び経路図</li> <li>・産業廃棄物処理処分業許可書の写し</li> <li>・産業廃棄物処理委託契約書の写し</li> </ul> </li> <li>○運搬方法の変更（当初契約書からの変更） <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理変更計画書</li> <li>・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し</li> <li>・産業廃棄物処理委託契約書の写し</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要</li> </ul>

報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○残土処理報告書</li> <li>○受入証明書 (受け入れたことを証明する書類) ※運搬チケットの写し等は不要</li> <li>○再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書 (Excel データ含む)</li> <li>○写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分地</li> <li>・仮置きがある場合は仮置場</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理報告書</li> <li>○「運搬管理表」又は「マニュフェストの写し」 ※マニュフェスト原本は検査時に提示・マニュフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等</li> <li>○再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書 (Excel データ含む)</li> <li>○写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分地</li> <li>・仮置きがある場合は仮置場</li> </ul> </li> <li>【自己運搬処理の場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物運搬車、業者名</li> </ul> </li> <li>【委託運搬処理の場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号</li> </ul> </li> </ul>
----	--	--

#### (再生資源利用計画)

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第24条 建設副産物 4. 再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

#### (再生資源利用促進計画)

「宇治市土木工事共通仕様書（案） 第24条 建設副産物 5. 再生資源利用促進計画」については、下記のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事

現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

受注者は、建設現場等から土砂運搬を他の者に委託しようとするときは、上記「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(計画書及び実施書の様式及び保管)

「宇治市土木工事共通仕様書（案） 第24条 建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、下記のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式」（建設リサイクル報告様式兼用）

([https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm))

掲載の再生資源利用[促進]（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成後 5 年間保管し、計画書 1 部、実施書 1 部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書 1 部、実施書 1 部を提出するものとする。）

#### （産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

#### （産業廃棄物税）

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

#### 監督職員（段階確認・立会確認）

による検査 受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

（確認を含む） 段階確認は「段階確認書」（様式 16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式 17-1）によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

#### 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
法覆護岸工	コンクリートブロック積	埋戻し前	法長、根入れ長	1回/1工事

#### (材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」(様式 15-1)によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

### 施工管理

#### (品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施し、試験結果を提出すること。

なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

#### (規格値)

品質及び出来形の規格値は、「品質管理基準及び規格値」(京都府)、「出来形管理基準及び規格値」(京都府)によるものとする。

#### (写真管理)

1. 写真帳の表紙には、工事番号、工事名、施工場所、工期、受注者名を記すとともに、「社印」を押印すること。
2. 写真撮影は原則として「横取り」とする。写真はカラーサービス版で枠無し、日付無しとする。  
また、デジタルカメラによる場合は 200 万画素以上とする。但し、電子納品の場合は、京都府電子納品ガイドライン(案)により 120 万画素とする。工事完成時に、JPEG 形式で電子媒体(CD-R 等)により 200 万画素以上のデータの提出も必要とする。
3. 写真帳は見開きで左に着工前、右に完成後として対比できるよう整理し、着工前と完成後は同じ角度で撮影すること。
4. 完成写真について監督員の指示があった場合は、全体写真と別に概要版としても提出すること。
5. 写真管理については、「土木工事施工管理基準」(平成 22 年 4 月 京都府)写真管理基準(案)及び下水道土木工事必携(案)によるものとするが、プリントには A4 版カラー印刷用紙を使用し、インク及び用紙共に劣化がなく永年保存できる(100 年プリント同等の)ものとする。両面印刷の場合は裏写りしない用紙を使用すること。

#### (河川内作業の安全管理)

本工事は河川内工事であるため、非出水期施工としている。しかし、異常出水時等作業者の安全が確保されない場合は、速やかに作業を中止すること。なお、受注者は、あらかじめ作業中止基準及び重機・資機材の退避基準等を定めておかなければならぬ。

#### (濁水処理)

受注者は、工事用水および工事中に発生する湧水等を既設側溝や水路・河川に放流する場合、排水設備（ノッチタンクを設置するなど）を設け、土砂流出防止対策を行うものとし、濁水を放流させてはならない。

工事中の  
安全確保

#### (安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第35条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

#### 〈研修の参考とする図書等の例〉

- ・工事請負契約書（第51条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（令和4年8月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

#### (標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

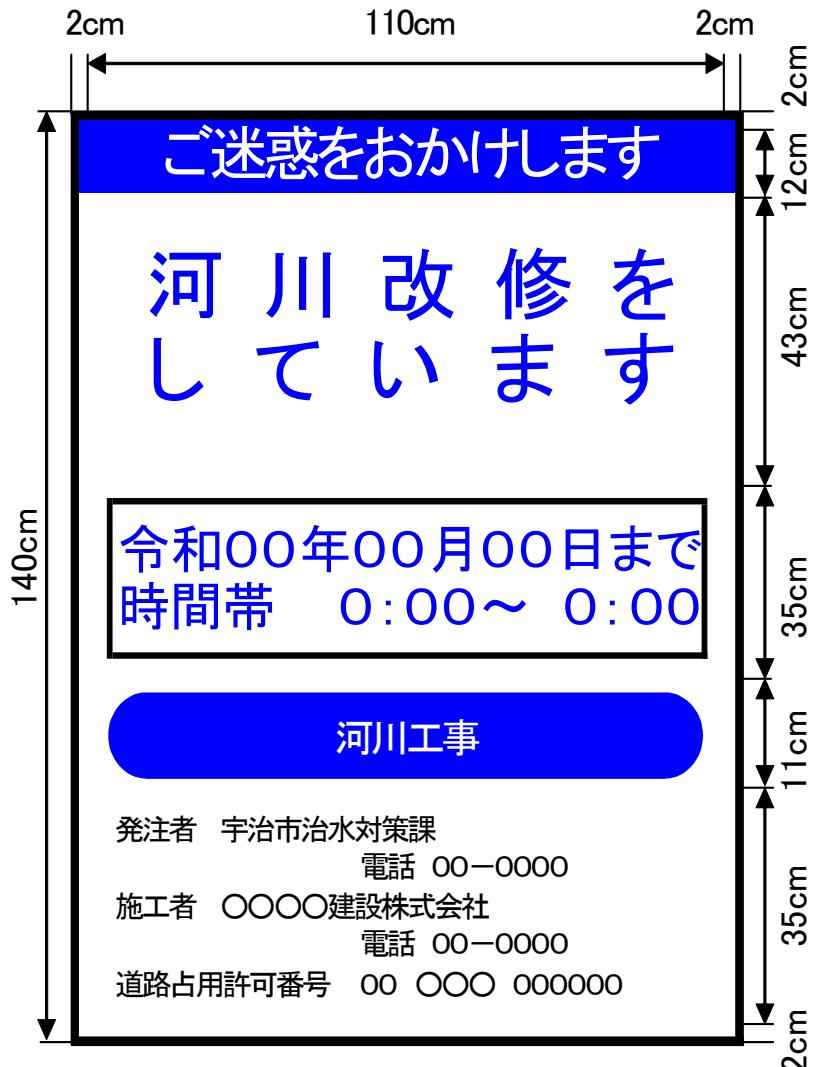
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：河川改修をしています

工事種別：河川工事

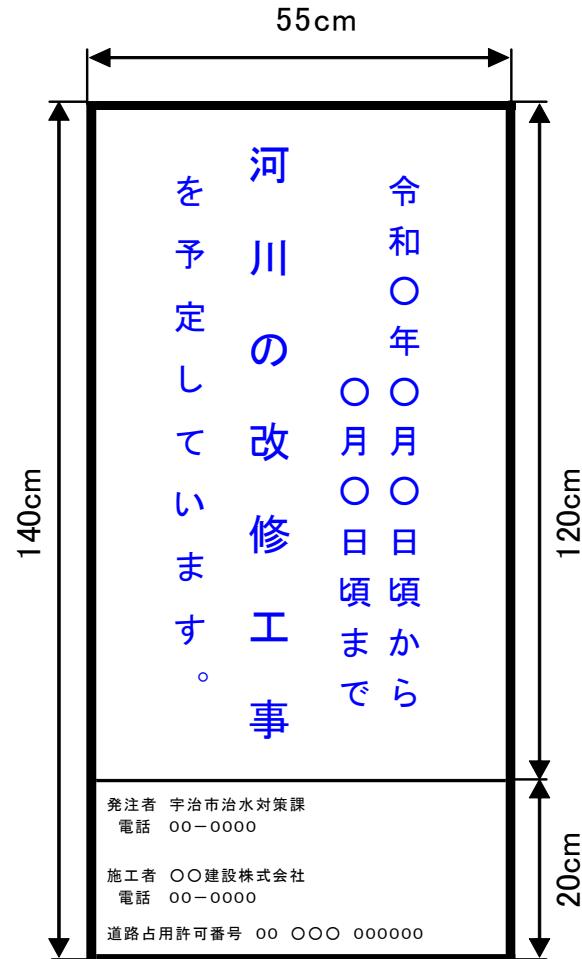
(標示板の記載例)

[工事表示板]

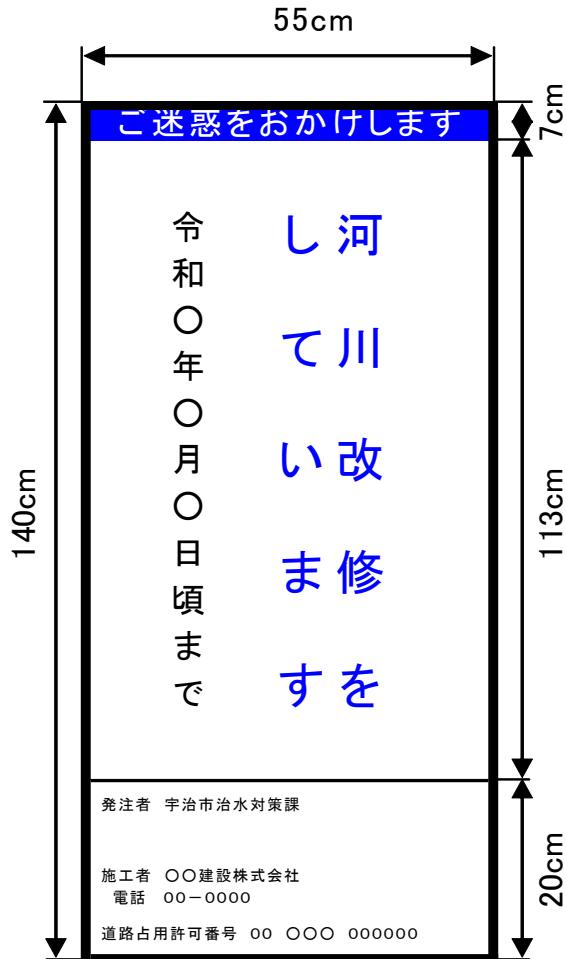


設置位置	<ul style="list-style-type: none"><li>工事区間の起終点に設置する。</li><li>車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li><li>ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。</li></ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"><li>路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。</li></ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"><li>「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。</li><li>「○○をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。</li><li>工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。</li><li>その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li><li>縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li><li>道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。</li><li>道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</li></ul>

[工事情報看板]



[工事説明看板]



[工事情報看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"><li>路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。</li><li>予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。</li><li>ドライバーから看板内容が見えないように、歩道側に向けて設置する。</li></ul>
設置位置	<ul style="list-style-type: none"><li>色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。</li><li>工事内容については、別添を参考に記載する。</li><li>その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li><li>道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</li></ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"><li>1日で完了する簡単な工事、歩道のない箇所については設置しない。</li><li>設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。</li><li>工事開始時に速やかに撤去すること。</li></ul>
摘要	

環境対策 (施工機械の指定)	(低騒音型の使用) 本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。 ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。 上記において、「これにより難い」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。
環境対策 (環境等の保全)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。</li> <li>原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。</li> </ul> <p>建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等</p> <p>建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。</li> <li>地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。</li> <li>地域からの要望等にはできる限り応じること。又、応じることが困難なものについては、監督職員と協議を行い対応すること。</li> </ul>
(仮設トイレの設置)	受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

#### 交通安全管理 (安全対策費)

安全対策については、交通誘導警備員を15人（昼間）計上しているが、道路管理者、所轄警察署及び地元住民等との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、必要と認められた場合は設計変更の対象とする。

#### (安全施設類)

工事中は、常に養生・清掃・片づけを心掛け、危険防止に万全をつくすこと。

打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、必要と認められた場合は設計変更の対象とする。

標識類、防護柵等の安全施設類については、「道路標識令」・「道路工事現場における標示施設等の設置基準」および「道路工事保安施設設置基準（案）」等の諸基準により現場条件に応じて設置する他、必要があれば道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。

受注者は、施工に先立ち安全施設類等の設置計画（交通誘導警備員配置計画を含む）を監督職員に提出し、協議しなければならない。

受注者は、工事期間中の安全施設類等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

また、必要に応じ監督職員の指示により作業日報等（交通誘導警備員の配置状況等）の提出をしなければならない。

#### 官公庁等への（占用物件等）

手続き等 本工事前に地下埋設物等の支障物件について調査し監督職員に報告すること。

なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程について監督職員と協議を行い、対策を検討すること。

#### 施工時間及び（施工時間）

施工時期の 工事の作業時間は、原則として9:00～17:00（昼間）を厳守すること。ただし、道路管理者・所轄警察署及び地元等との協議により変更する場合がある。

保険の付保 (建退共の提出書類)

事故の補償 受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	隨時	建退共対象者延人数が0人となる場合

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(法定外の労務保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

共 通 (任意仮設)

本工事において、工事目的物を施工する上で必要となる仮設は任意仮設であり、仮設図面は標準的工法を示した参考図である。受注者は、採用する仮設の図面・構造計算書・施工方法等を監督職員に提示し、確認を得なければならない。(参考図により施工を行う場合を含む。)

#### (型枠の反復利用)

コンクリート型枠の使用については、可能な限り鋼製型枠等の利用を図ることとし、合板型枠の使用に当たっては、型枠の反復利用を励行し、木材資源の節約に努めること。

また、新規に合板型枠を購入し使用する場合は、転用可能回数の多い塗装合板型枠を使用すること。

#### 土工適用

#### (再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合の品質は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	裏込材	

#### 配 合

#### (コンクリートの水セメント比)

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

但し、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。

また、水セメント比を減することにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能AE減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

#### (アルカリ骨材反応抑制対策)

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」によるものとする。

#### (再生生コンクリートの使用)

再生生コンクリートのJISA5023（碎石骨材Lを用いたコンクリート）を使用する場合は、捨コン等高い強度や高い耐久性が要求されない用途のみとする。

### 養 生 (コンクリートの養生)

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中（暑中）コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して監督職員の承諾を得るものとする。また、コンクリート打設時に外気温度を測定することはもちろんのこと打設後の養生期間についても外気温度を測定すること。

### 事前調査 (用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

受注者は、工事着手後直ちに共通仕様書記載の測量を光波距離儀により受注者の責任で行うこと。設計図書記載の座標・数値等の確認を行い、本工事着手前に結果を監督職員に報告するものとする。

### (街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについて、施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受ける

こと。

工事材料の  
(品質証明書等)

品質及び検査 受注者は、工事に使用する材料に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

提出書類  
(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資材名	規格	適用
再生クラッシャーラン	RC-40	裏込材
レディーミクストコンクリート	18-8-40BB	
交通誘導警備員		

その他  
(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、発注者にすぐに報告するとともに受注者が責任を持って対処すること。

(完成図書の作成方法等)

完成図書の作成方法や整理方法等について、監督職員と協議しなければならない。

(関係機関協議)

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

#### (仮置き場の設置)

本工事において、仮置き場を設置する場合は、仮置き場周辺の公衆災害の防止も含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

#### (使用材料)

受注者は、本工事における使用材料について、設計図書の同等品以上の能力を有するものを採用することとし、監督職員の承認を得なければならない。

本工事で使用する二次製品は JIS、JSWAS もしくは協会規格品とし、監督職員立会いのもと検査（形状・寸法・外観等）を行うこととする。

#### (安全関係)

- 1 地下埋設物件については、各占用者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、事故の発生を防止すること。また地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 2 架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合は、労働安全衛生法規則 349 条等により（感電事故防止について）、事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行うこと。

#### (作業時間外の整理)

一日の作業終了後には重機等の資機材を河川内に放置せず、必ず河川外に搬出すること。